

「紅プリンセス」商標使用許諾実施要領

(趣旨)

第1条 「愛媛果試第48号」のブランド力向上と、本県果樹農業の振興を図るため、商標「紅プリンセス」(以下「本商標」という。)の使用許諾の取扱いに関し、本要領において必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本商標は、種苗法その他関係法令を遵守し、別表1で指定する区分を対象として、愛媛県民が愛媛県内で生産した別表2に定める品質等基準を満たした果実及び別表2に定める品種を使用した加工品等の商品(以下「果実及び商品」という。)に使用できるものとする。

(商標)

第3条 本商標(登録番号第6244088号)は、愛媛県が所有する。

- 2 本商標を使用する場合は、愛媛県から使用許諾を受けなければならない。
- 3 本商標の使用を愛媛県から許諾された者(以下「使用者」という。)は、他人に本商標の通常使用権を譲渡することはできない。
- 4 使用者は本商標と誤認される類似の名称、ロゴは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(使用申請)

第4条 本商標を使用する場合は、前条第2項に基づき、使用開始30日前までに「紅プリンセス」商標使用許諾申請書(様式1)により知事あてに申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときには、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の申請は、個人のほか、生産者組織及び集出荷事業者等が代表して行うことができる。ただし、拠点が県外の集出荷事業者においては、別途協議する。

(使用申請の免除)

第5条 本県果樹農業の振興や本商標の知名度向上を目的として、国及び地方公共団体のほか、知事は、本商標の使用が必要かつ妥当と認める者については、第4条及び第7条から第9条で定める手続きを免除し、本商標を使用させることができるものとする。

(使用許諾)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請内容を審査し、適当と認められる場合には本商標の使用を許諾し、「紅プリンセス」商標使用許諾証(様式2)を発行する。

- 2 知事は、本商標の使用申請及びその使用に際し、必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 知事は、使用を許諾しない場合は、「紅プリンセス」商標使用不許諾通知書(様式3)により、申請者に通知するものとする。

(使用実績の報告)

第7条 第6条第1項により使用許諾を受けた使用者は、本商標の使用実績を年度単位で「紅プリンセス」商標使用実績報告書(様式4)により、翌年度の5月末までに知事あてに提出しなければならない。

2 ただし、翌年度の5月末までに使用実績が確定していない場合は、使用見込みとして報告し、使用実績が確定しだい速やかに使用実績報告書を提出するものとする。

(許諾内容の変更)

第8条 使用者は、第6条第1項により受けた商標使用許諾証の内容又は、商標使用許諾申請書の申請者、問合せ先を変更しようとするときは、「紅プリンセス」商標使用内容変更申請書(様式5)を知事に提出するものとする。

2 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾する場合には、「紅プリンセス」商標使用内容変更許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾しない場合には、「紅プリンセス」商標使用内容変更不許諾通知書(様式7)により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第4条及び第6条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第9条 使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を「紅プリンセス」商標使用廃止届出書(様式8)により知事に届出なければならない。

(本商標の表示条件)

第10条 本商標の表示は、別に定める「紅プリンセス・ロゴマニュアル」に準拠したものである。

2 本商標は、果実及び商品をまとめて収容する容器に表示することができる。ただし、容器に販売者又は商品製造者を明記しなければならない。

3 本商標は、第2条で規定された果実及び商品を対象とした普及のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作者を明記しなければならない。

4 本商標は、使用者及び使用者が代表する若しくは所属する組織の社員、職員、構成員等の名刺に印刷することができる。

(本商標の表示方法)

第11条 本商標は、シールに印刷し、果実及び商品、包装容器、包装紙に貼付表示することができる。

2 本商標は、果実及び商品、出荷容器、包装容器、包装紙に直接印刷表示することができる。

(本商標の使用料)

第12条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

第13条 本商標の使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

- 2 使用者は、第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに愛媛県に報告しなければならない。
- 3 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について愛媛県に協力して対処し、具体的措置の方法等をその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者の負担とする。
- 4 使用者は、使用する商標を付した果実及び商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、愛媛県に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- 5 本商標を使用した果実及び商品等に係るクレーム等は、使用者の責任の下、適切に処理し、他の使用者にも影響が及ぶような重大な事案が発生した場合は、速やかに愛媛県に報告すること
- 6 使用者は、非破壊内部品質測定装置（光センサー）や加工機械、施設等を常に良好な状態で管理するとともに、第2条で規定する定義を保証するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - (1) 品質管理に関する責任者を定めること
 - (2) 果実を対象とした使用者は、果実の選果開始前及び選果期間中において非破壊内部品質測定装置等の機械、施設が正常に稼働しているか検査、確認すること

(検査)

第14条 知事は、この実施要領の規定が遵守されていること、又は本商標の使用及び品質管理状況を調査するため、使用者に報告及び関係書類の提出、果実及び商品並びに本商標を表示した資材等の提供を求めるほか、別に定める方法により、果実及び商品の選果、製造、販売等の施設への立入検査を実施できるものとし、使用者はこれに適切に対応しなければならない。

(本商標の不正使用等)

第15条 本商標の不正使用や使用者がこの要領に違反した場合、前条の立入検査により適正な管理等がなされていないことが明らかになった場合のほか、本商標のブランドイメージや信用の失墜行為を行った場合、又は行おうとしている場合等において、知事は、次の必要な措置を順次講ずることができるものとする。

- (1) 口頭による指示
 - (2) 文書による警告
 - (3) 使用許諾取消し（社名等公表）
 - (4) 訴訟
- 2 知事は、前項に規定する措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第 16 条 使用許諾の有効期限は、使用許諾の日から「紅プリンセス」商標使用許諾証に記載された日までとする。

(担当部課)

第 17 条 本商標使用許諾に関する事務は、農林水産部農業振興局農産園芸課が処理する。

(その他)

第 18 条 商標出願中に受けた本商標の使用許諾は、商標登録後においてなお継承するものとする。

(要領外の事項)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事が別に定める。

附 則

この実施要領は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

別表1（第2条関係）

商標の区分	指定する区分
第29類	愛媛県産果実を使用した加工果実、愛媛県産の果実を使用してなる乳飲料、愛媛県産の果実を使用してなる乳製品、愛媛県産果実を使用した冷凍果実、愛媛県産の果実を使用してなるジャム、愛媛県産果実を使用した乾燥果実
第30類	愛媛県産の果実を使用してなるゼリー菓子、愛媛県産の果実を使用してなるケーキ、愛媛県産の果実を使用してなる菓子、愛媛県産の果実を使用してなるパン、愛媛県産の果実を使用してなるアイスクリームのもと、愛媛県産の果実を使用してなるシャーベットのもと、愛媛県産の果実を使用してなるサンドイッチ、愛媛県産の果実を使用してなる即席菓子のもと
第31類	愛媛県産の果実
第32類	愛媛県産の果実を使用してなる清涼飲料、愛媛県産の果実を使用してなる果実飲料、愛媛県産の果実を使用してなる乳清飲料、愛媛県産の果実を使用してなるビール、主として愛媛県産の果実を使用してなる飲料用野菜ジュース
第33類	愛媛県で製造又は販売される泡盛、愛媛県で製造又は販売される合成清酒、愛媛県で製造又は販売される焼酎、愛媛県で製造又は販売される白酒、愛媛県で製造又は販売される清酒、愛媛県で製造又は販売される直し、愛媛県で製造又は販売されるみりん、愛媛県産の果実を使用してなる洋酒、愛媛県産の果実を使用してなる果実酒、愛媛県産の果実を使用してなる酎ハイ、愛媛県産の果実を使用してなる中国酒、愛媛県産の果実を使用してなる薬味酒、愛媛県で製造又は販売されるにごり酒

別表2（第2条関係）

果実の品質等基準

項目	基準	備考
品種	愛媛果試第48号	
糖度	12度以上	非破壊内部品質測定装置（光センサー選果機等）で測定した果実に限る。
酸度	1.2%未満	非破壊内部品質測定装置（光センサー選果機等）で測定した果実に限る。
階級	果実の横径 4L 9.5cm以上～10.2cm未満 3L 8.8cm以上～9.5cm未満 2L 8.0cm以上～8.8cm未満 L 7.3cm以上～8.0cm未満 M 6.7cm以上～7.3cm未満	
出荷容器	○本商標が容易に判別できる大きさで、1箇所以上表示すること	イベントや企画販売等において、出荷容器の基準によりがたい場合は、別途協議する。
外観	○果皮は良好なもの ○形状は良好なもの ○日焼け、果皮色ムラ軽微なもの ○病虫害被害軽微なもの ○風傷、果皮障害などが軽微なもの ○クラッキング軽微なもの ○ヘソ軽微なもの	
収穫開始	毎年協議	
販売開始	毎年協議	

(様式1)

「紅プリンセス」商標使用許諾申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者〔使用予定者〕 (所在地)
(名 称)
(代表者)

「紅プリンセス」商標の使用にあたり、「愛媛県「紅プリンセス」商標使用許諾実施要領」(令和2年11月24日付け2農産第1824号)を承服の上、同要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1. 申請者の業種・業態：(該当箇所にチェックすること)
生産者 生産出荷事業者等(生産者戸数：)
製造又は販売者 その他()
2. 第2条の別表1で指定する区分等
果実及び商品の区分()
 - (1) 区分が果実の場合
果実の販売予定数量() 単位)
果実を選果する所在地()
使用する非破壊内部品質測定装置(メーカー：) 型番：)
 - (2) 区分が果実以外の場合
商 品 の 名 称 ()
商 品 の 品 質 基 準 ()
商品の販売予定数量() 単位)
原料となる果実の使用量又は使用割合() 単位)
商品を製造する所在地()
※商品の概要や品質基準が分かる資料や写真を添付すること
3. 商標を使用するもの(該当箇所にチェックすること)
商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告
名刺 その他()
4. 問合せ先
 - (1) 住 所：
 - (2) 部署名・担当者名：
 - (3) 電話・ファクシミリ：
 - (4) E-mailアドレス：

(様式2)

「紅プリンセス」商標使用許諾証

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和 年 月 日付けで使用許諾申請のあった「紅プリンセス」商標については、下記のとおり許諾します。

記

- 1 使用許諾番号： 番
- 2 使用許諾の有効期限：令和 年 月 日

果実及び商品の区分	
商品の名称	
商品の品質基準	
商標を使用するもの	
業種・業態 [果実の選果、商品の製造住所]	{ }

(様式3)

「紅プリンセス」商標使用不許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和 年 月 日付けで使用許諾申請のあった「紅プリンセス」商標使用については、次の理由により不許諾とします。

「紅プリンセス」商標使用許諾申請書の記載事項	
果実及び商品の区分	
商品の名称	
商品の品質基準	
商標を使用するもの	
業種・業態 〔果実の選果、商品の 製造住所〕	[]
理 由	

(様式4)

「紅プリンセス」商標使用実績（見込）報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者（所在地）
（名称）
（代表者）

令和 年 月 日付け 第 号で使用許諾を受けた本商標の令和 年度の使用実績について、愛媛県「紅プリンセス」商標使用許諾実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 使用者の業種・業態：（該当箇所にチェックすること）
生産者 生産出荷事業者等（生産者戸数： ）
製造又は販売者 その他（ ）
2. 第2条第1項の別表1で指定する区分等
果実及び商品の区分（ ）
 - (1) 区分が果実の場合
果実の販売数量（ ） 単位
果実選果の所在地（ ）
 - (2) 区分が果実以外の場合
商品の名称（ ）
商品の販売数量（ ） 単位
原料となる果実の使用量又は使用割合（ ） 単位
商品製造の所在地（ ）
※商品の概要や品質基準が分かる資料や写真を添付すること
3. 商標を使用するもの（該当箇所にチェックすること）
商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告
名刺 その他（ ）
4. 問合せ先
 - (1) 住 所：
 - (2) 部署名・担当者名：
 - (3) 電話・FAX：
 - (4) E-mailアドレス：

(様式5)

「紅プリンセス」商標使用内容変更申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 (所在地)
(名称)
(代表者)

令和 年 月 日付け 第 号で使用許諾を受けた内容について変更したいので、愛媛県「紅プリンセス」商標使用許諾実施要領第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 変更の内容

許諾番号	[有効期限]
果実及び商品の区分	
商品の名称	
商品の品質	
商標を使用するもの	
業種・業態 [果実の選果、商品の製造住所]	[]
変更内容 及び 理 由	

2. 問合せ先

- (1) 郵便番号・住所 : 〒
- (2) 部署名・担当者名 :
- (3) 電話・FAX :
- (4) E-mailアドレス :

※ 「1 変更の内容」欄は、変更前を上段（カッコ）書き、下段に変更後を記載

(様式6)

「紅プリンセス」商標使用内容変更許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった「紅プリンセス」商標の使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

許諾番号	[有効期限]
果実及び商品の区分	
商品の名称	
商品の品質基準	
商標を使用するもの	
業種・業態 [果実の選果、商品の製造住所]	[]
許諾する変更内容	

(様式7)

「紅プリンセス」商標使用内容変更不許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった「紅プリンセス」商標の使用内容の変更については、次の理由により不許諾とします。

「紅プリンセス」商標使用内容変更申請書の記載事項	
許諾番号	
果実及び商品の区分	
商品の名称	
商品の品質基準	
商標を使用するもの	
業種・業態 〔果実の選果、商品の 製造住所〕	[]
理 由	

(様式8)

「紅プリンセス」商標使用廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 (所在地)
(名称)
(代表者)

令和 年 月 日付け 第 号で使用許諾を受けた内容について廃止したので、愛媛県「紅プリンセス」商標使用許諾実施要領第9条の規定に基づき、次のとおり届出します。

許諾番号	
廃止日	令和 年 月 日
理由	